お知らせ

お客様各位

平成29年7月吉日

普通預金通帳未記帳件数の集約処理について

現在、普通預金通帳の未記帳件数が120件に達しますと、入出金取引が停止するため、未記帳件数が50件以上となった口座をお持ちのお客様には3ヶ月毎に未記帳内容を記載したご案内をお送りし未記帳内容の集約をさせて頂いております。集約をご希望でないお客さまには、窓口・ATMでの通帳への記帳をお願い致しております。

今般、未記帳件数オーバーによる取引停止を防ぐため平成29年8月16日を初回の基準日(以後、毎月16日)として、未記帳件数が50件以上となった口座をお持ちのお客様に未記帳内容を記載したご案内をお送りし、1ヶ月後の応当日(応当日が土日祝日の場合は前営業日、初回は平成29年9月15日)に通帳未記帳を集約処理する取扱いに変更させて頂くことになりました。

	現行	8月16日以降
未記帳件数集約周期	3ヶ月	1ヶ月
案内状送付件数	50件以上	50件以上

尚、集約をご希望でないお客さまには、1ヶ月後の集約日前までに窓口・A TMでの通帳への記帳処理をお願いいたします。

また、ご不明な点がございましたら、窓口職員・営業担当者にお問い合わせ下さい。

興産信用金庫